

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例 (素案)

本素案は、(仮称) 仙台市自転車安全利用条例の主な内容について、条例を構成する主な項目ごとに簡潔に取りまとめたものである。

1 目的

市、自転車利用者等の責務や市の施策の基本的な事項等を定めることにより、市内における自転車事故の減少や自転車事故の被害者保護等を図ることを本条例の目的とする。

2 定義

市民が共通の理解をもって本条例の解釈ができるよう、条文中に用いる用語を定義する。

3 基本理念

市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め、道路交通法等の法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が連携して自転車を安全に利用できる環境づくりを推進し、もって安全で安心なまちの実現を目指すことを本条例の基本理念とする。

4 世代ごとの交通安全教育等の推進

自転車の安全な利用の促進には、市民一人ひとりが自転車利用におけるルール及びマナーを理解し、遵守することが必要であり、その実現のため、自転車の安全な利用に関する教育について、市や保護者等が行うべき役割及び責務等を定める。

- 市は、自転車の利用に関する法令遵守等の啓発を行う。
- 保護者は、監護する未成年者に対して、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 高齢者と同居する家族は、高齢者に対して、自転車の安全な利用に関する助言を行うよう努めなければならない。
- 事業者は、通勤や事業活動により自転車を使用する従業員に対して、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 学校の長は、関係機関や地域団体等から助言及び協力を得ながら、教育活動を通じて、児童、生徒又は学生に対して、発達段階に応じた自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

※網掛けは懇談会の意見を反映した部分である。

- 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 自転車小売業者は、自転車購入者に対して、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
- 自転車貸出業者は、その貸出を受ける利用者に対して、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

5 自転車事故の被害軽減及び被害者の救済

(1) 自転車用ヘルメットの普及促進

自転車事故においては、事故の衝撃により頭部へ深刻な被害を負う可能性がある。その被害軽減のため、自転車を利用する際の乗車用ヘルメットの着用を促進することに関して、市や自転車利用者等が行うべき役割及び責務等を定める。

- 市は、乗車用ヘルメットの着用促進の啓発を行う。
- 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 高齢者と同居する家族は、その高齢者が自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットの着用について助言を行うよう努めなければならない。
- 学校の長は、自転車通学者に対して、乗車用ヘルメットの着用を自転車通学を認める際の条件とするよう努めなければならない。

※網掛けは懇談会の意見を反映した部分である。

(2) 自転車損害賠償保険等の加入促進

自転車事故においては、自転車利用者が事故の加害者となる場合もあり、高額な損害賠償を命じられる事例が発生している。事故被害者の救済のためには、自転車利用者等が自転車損害賠償保険等に加入し、事故被害者への賠償を確実にすることが必要であることから、自転車損害賠償保険等の加入の促進に関して市や自転車利用者等が行うべき役割及び責務等を定める。

- 市は、自転車損害賠償保険等の加入促進の啓発を行う。
- 自転車利用者（未成年者は除く）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。（※1）
- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用する場合、その未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。（※2）
- 事業者は、業務において従業員に自転車を利用させる場合は、自転車損害賠償保険等へ加入するよう努めなければならない。（※3）（※4）
- 学校の長は、自転車通学者に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認を行うよう努めなければならない。
- 自転車小売業者は、自転車購入者に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認及び加入していない場合の啓発を行うよう努めなければならない。
- 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出す場合、その貸出を受ける利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

※1 自転車事故の被害者救済という目的に鑑み、より自転車損害賠償保険等の加入の促進を図るため、義務規定とするが、罰則については、自転車利用者が自転車損害賠償保険等へ加入しているか否かの確認が困難なこと等から設けないこととする。

※2 保護者に対して、その監護する未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等の加入を義務規定とし、未成年者の自転車損害賠償保険等の加入の促進を図る。

※3 業務中の自転車事故は、個人向けの自転車損害賠償保険等の補償対象外となる場合があり、事業者は業務内容に合わせた対応を図る必要がある。

※4 事業者の経営上のリスクへの対応については、それぞれ異なるものであると判断し、努力義務規定とする。

※網掛けは懇談会の意見を反映した部分である。

6 自転車の点検・整備の促進

自転車の整備不良については、交通事故の直接の原因となり得るため、定期的な点検・整備の促進に関して市や自転車利用者等が行うべき役割及び責務等を定める。

- 市は、自転車利用者に対し、定期的な点検・整備の実施について啓発を行う。
- 自転車利用者は、自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。
- 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。
- 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出す場合、その貸し出す自転車の定期的な点検・整備を行うよう努めなければならない。

7 自転車の走行環境の整備

自転車が安全かつ安心して通行できる走行環境を整備するため、自転車の走行環境の整備促進に関して市が行うべき役割及び責務等を定める。

- 市は、自転車の安全な利用に関する計画等に基づいて、自転車の走行環境の整備に関する事業を推進する。

8 自転車等の安全な通行に関する項目

安全な交通環境を実現するため、自転車利用者等が遵守すべき通行方法等について定める。

- 自転車利用者は、自転車で通行することができる歩道内において、その自転車の通行が歩行者の通行を妨げる恐れがある際は、あらかじめ自転車を押して歩くなどして歩行者の安全確保に十分に配慮する。
- 市は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができる。
- 自転車利用者は、市が指定した自転車押し歩き推進区間を通行するときは、自転車から降車し、押して歩くよう努めなければならない。
- 自転車利用者は、自転車横断帯のない横断歩道を歩行者用信号機に従って自転車で通行しようとする場合において、その横断歩道を通行している歩行者がいるときは、自転車を押して歩くなどして歩行者の安全確保に十分に配慮する。
- 歩行者は、歩きながらの携帯電話の操作等により自転車や他の交通への注意が散漫にならないよう努めなければならない。
- 自動車等の運転者は、自転車が車両であると認識し、その側方を通過する際には安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

※網掛けは懇談会の意見を反映した部分である。

9 自転車の安全な利用に関する計画

本条例に規定する取組みを具体的に実行するため、自転車の安全な利用に関する計画の策定について定める。

- 市は、次に掲げる事項について、自転車の安全な利用に関する計画を定める。
- ・ 自転車の安全な利用に関する教育等について
 - ・ 自転車の安全な利用に関する啓発等について
 - ・ 自転車の走行環境の整備等について
 - ・ その他自転車の安全な利用に関する必要な事項

※網掛けは懇談会の意見を反映した部分である。